

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年9月1日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.shimanto.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=9331

執行機関名 四万十町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年教育長告示第3号)による援助費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年四万十町教育長告示第3号)による援助費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第一条	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等</u> における教育に係る経済的負担の軽減を図り、 <u>もって教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき、 <u>経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者</u> に対し、 <u>就学に必要な経費</u> (以下「援助費」という。)を支給することにより、 <u>義務教育の円滑な実施</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱